

ボランティア団体活動育成補助事業実施要綱

社会福祉法人 箕輪町社会福祉協議会

(目的)

第1条 この事業は、ボランティア活動を主目的としている団体の事業に対して、予算の範囲内で活動費を補助することによりボランティア活動を振興及び育成し、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

(補助金の交付対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 箕輪町内で活動している団体であること
- (2) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としないこと

(補助金の交付対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げるいずれかに該当するものとする。

- (1) 高齢者や児童、障がい児者等への支援や交流
- (2) ボランティア活動を広げるための学習会・研修会及び催し等
- (3) 地域おこしや文化活動等
- (4) 先駆的・開拓的なユニークな事業で、他のモデルとなるような事業
- (5) その他、箕輪町社会福祉協議会長（以下「会長」という）が認めるもの

2 前項の事業は、当該年度（4月1日から3月31日まで）におこなわれるものとする。

(補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、前条に規定する事業の実施に要する経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは補助金の対象経費としない。

- (1) 補助金の申請を希望する事業に対して他からの補助を受けているもの
- (2) 団体の日常的な経費（ガソリン代、電話代、飲食代等）
- (3) 団体の会員に対する人件費及び謝礼

(補助金の限度額等)

第5条 補助金の限度額は、原則1万5千円以内とし、予算の範囲内とする。

(審査申込)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、ボランティア団体活動育成補助事業交付申請書（様式第1号）を所定の期間内に会長に提出しなければならない。

(ボランティア団体活動育成補助事業審査委員会)

第7条 補助対象事業の選考等をおこなうため、ボランティア団体活動育成補助事業審査委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、前条に規定する申請書の提出があった事業について審査し、事業の選考及び補助金の交付額の査定をおこなう。
- 3 会長は、委員会の結果を尊重し、補助対象とする事業及び補助金の交付額を決定する。

(委員会の構成)

第8条 委員会の委員は、箕輪町ボランティアセンター運営委員会（以下、「運営委員会」という）の委員から3名、箕輪町社会福祉協議会の職員から2名、合計5名を選出する。

- 2 委員会委員長は、委員の中から互選により選出する。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付請求は、ボランティア団体活動育成補助事業補助金請求書（様式第5号）を提出しておこなうものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付を受けた団体は、補助対象事業終了後、速やかに事業結果についてボランティア団体活動育成補助事業実績報告書（様式第2号）により報告しなければならない。

(補助金の変更)

第11条 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（会長が認める軽微な変更を除く）をしようとするときは、速やかにボランティア団体活動育成補助事業変更申請書（様式第4号）により会長に報告してその承認を受けなければならない。

(補助事業の返還)

第12条 実績報告書に基づき、次に該当するものは、交付決定の一部取り消し、若しくは返還させるものとする。

- (1) 補助金を目的外に使用したとき
- (2) この要綱に違反したとき
- (3) 実績額が補助金交付済み額に満たないとき

(書類の提出部数)

第13条 この要綱の規定により会長に提出する書類の部数は、1部とする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要綱は平成20年4月1日より施行する

附 則 この要綱は平成25年7月1日より施行する

附 則 この要綱は平成28年4月1日より施行する

附 則 この要綱は平成28年10月1日より施行する